

7 消安第 781 号  
令和 7 年 5 月 7 日

食品安全委員会  
委員長 山本 茂貴 殿

農林水産大臣 江藤 拓

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる飼料添加物を含む飼料に係る飼料一般の成分規格及び製造の方法の基準を改正すること。

グアニジノ酢酸



(参考)

## 飼料添加物グアニジノ酢酸を含む飼料に係る飼料一般の成分規格及び製造の方法の基準の改正に関する食品健康影響評価の意見聴取について

### 1. 経緯

グアニジノ酢酸は、筋細胞のエネルギー代謝に重要なクレアチンの前駆体である。主に腎臓と膵臓でグリシンと L-アルギニンから生合成され、肝臓でメチル化を受けて、クレアチンに変換される。クレアチンは筋細胞のエネルギー代謝において重要であり、特にブロイラーや豚のような生産回転率の速い家畜においては、飼料への添加が有益と考えられる。種鶏に対しても、孵化した雄鶏の飼料効率の向上が期待される。

国内では、令和元年にブロイラー用の飼料添加物として 0.06%の添加上限で指定されている。

海外では、EU においてはブロイラー及び豚用の飼料添加物として、米国においては家禽用の飼料添加物として、いずれも 0.12%の添加上限で使用が認められている。

今般、事業者から、当該飼料添加物の対象家畜の豚及び鶏（産卵鶏を除く。）用への適用拡大と添加上限の 0.06%から 0.12%への引き上げの要望があった。

なお、本改正については、令和 6 年 9 月 24 日に農業資材審議会より適当との答申を得たところである。

### 2. 改正の概要

グアニジノ酢酸について、豚及び鶏（産卵鶏を除く。）用飼料へ 0.12%の添加上限で添加することができるよう、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関

する省令の飼料一般の成分規格及び飼料一般の製造の方法の基準を改正する。  
なお、この改正は、各飼料添加物の成分規格等についての改正を含まない。

### 3. 今回の審議に伴い追加で提出された資料

- ・ 国際機関等の評価に関する資料
- ・ 効果を裏付ける野外応用試験（種鶏、豚）
- ・ 残留性試験（肉用鶏、豚）
- ・ 安全性に係る試験（肉用鶏）
- ・ 生体内動態に関する試験（ラット、肉用鶏）
- ・ 対象家畜を用いた飼養試験（肉用鶏、豚）

なお、今回の改正で対象家畜となる豚に対する安全性については、農業資材審議会で評価され、残留性試験及び対象家畜を用いた飼養試験により問題ないとされた。ブロイラー以外の鶏（産卵鶏を除く。）に対する安全性については、同審議会で評価され、ブロイラーの試験データを外挿することにより問題ないとされた。

### 4. 今後の方針

食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を得た後、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の改正等必要な手続を進める。